

海老名運動公園再整備における 民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和7年4月

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課

1. 調査の目的

海老名運動公園は都市公園として昭和57年度の開園以来、総合体育館、屋内プール、陸上競技場、野球場及び庭球場を中心としたスポーツ・レクリエーションの中心地であるほか、大型遊具やポニー・小動物とのふれあい等、子どもの遊び場としても親しまれてきました。

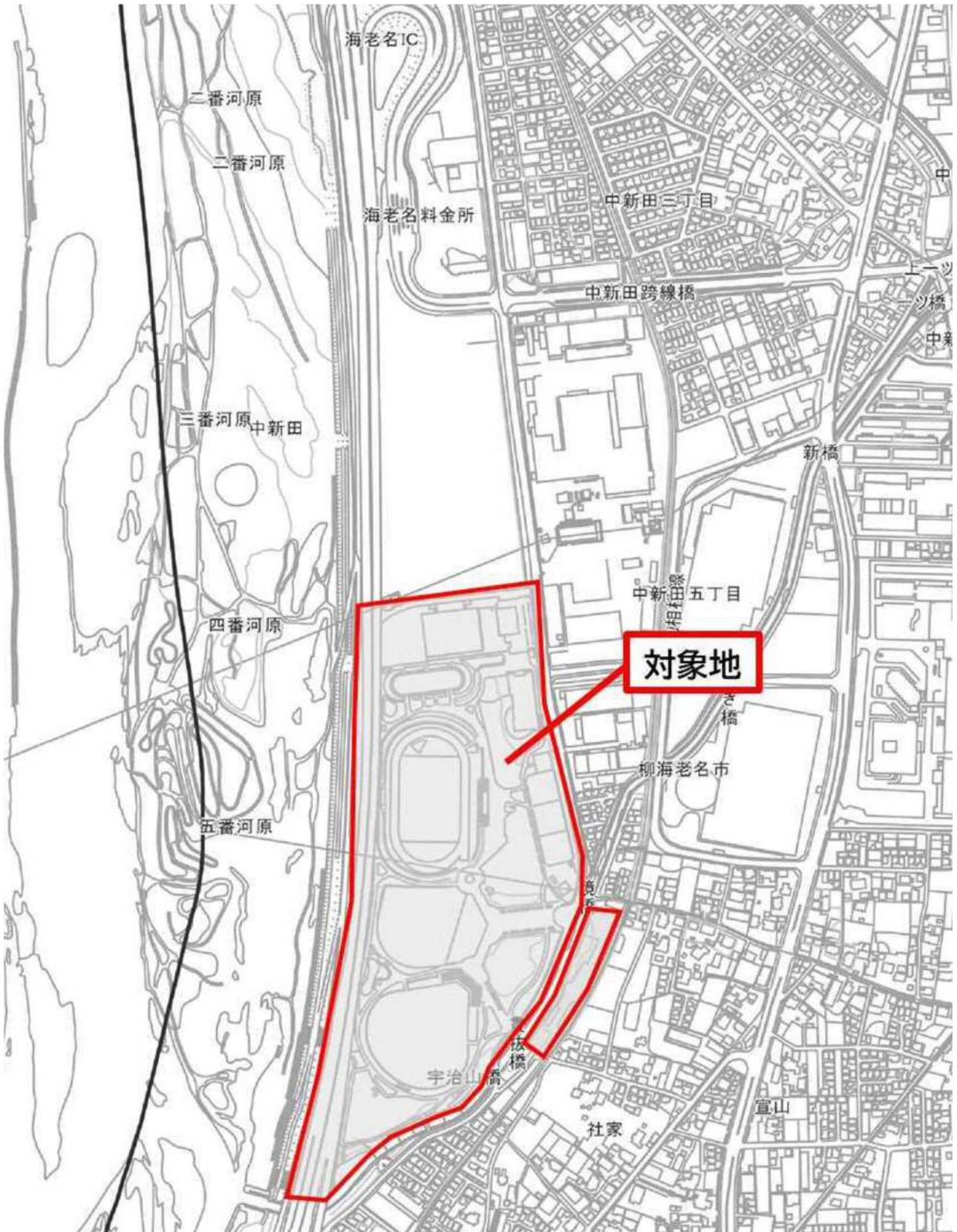
一方で、スポーツ施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることに加え、改修に際しては将来的な人口減少の見込みや社会経済情勢、公共施設を取り巻く市民ニーズの変化、更に今後見込まれる新たなニーズへの対応も必要となります。

こうした状況を受け、本市では「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（平成29年3月策定・令和6年2月改定）や「海老名市個別施設計画」（令和4年3月策定・令和6年8月改定）を策定し、当面進めていくべき施設の方向性を示す基本指針として、令和6年7月に「海老名市スポーツ施設の今後の方向性」を策定しました。以上の経緯を踏まえ、海老名運動公園再整備計画を改定しているところです。

今回のサウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）では、海老名運動公園の設計・建設・維持管理・運営について、民間活力の活用の可能性、どのような事業手法が適しているか、民間事業者の創意工夫が図れる点はあるか等について意見を収集し、今後の事業実施に向けた条件等の整理・検討に活用することを目的としています。

2. 計画地の概要

所在地	神奈川県海老名市社家 4032-1
敷地面積	17.52ha
都市公園の種類	運動公園
用途地域	市街化区域 陸上競技場以北：工業地域、多目的広場以南：第一種住居地域
建ぺい率	便益施設： 現状は0.01%（17.69㎡） / 都市公園法では2%以下 休養施設・運動施設・教養施設・公募対象公園施設： 現状は5.67%（9,937.78㎡） / 都市公園法では10%以下
運動施設率	現状の運動施設率36.5%（64,04.91㎡） （都市公園法の運動施設率の基準：50%）
高さ制限	指定なし
アクセス	▼ 徒歩の場合 小田急線・相模線厚木駅から徒歩15分、 相模線社家駅から徒歩15分 ▼ 自動車の場合 海老名 I C（圏央道）で降り、「海老名インター入口」の信号を右折して1分



■海老名運動公園 位置図

3. 事業の概要（想定）

別添の「事業概要書（案）」をご参照ください。

4. サウンディングのスケジュール

本調査のスケジュールは次のとおりです。

実施要領の公表	令和7年4月7日（月）
質問の受付	令和7年4月7日（月）～令和7年4月17日（木）
質問への回答	質問の受付から概ね7日以内（随時）
調査票の提出〆切	令和7年4月24日（木）
結果の公表	令和7年5月上旬予定

5. 質問の受付及び回答

本調査に関する質問は、以下により受け付けます。なお、質問があった場合は、その内容と回答内容を質問の受付から概ね7日以内に本市ホームページに掲載します。

- （1）質問の受付期間は、令和7年4月7日（月）～令和7年4月18日（金）です。
- （2）質問は、メールで受け付けます。「実施要領に対する質問書」に必要事項を記載のうえメールに添付し、末尾記載の問合せ先へ送付してください。
- （3）メールの件名は、「海老名運動公園サウンディング質問」としてください。

6. サウンディング調査の流れ

（1）サウンディングの対象者

参加対象者は、主体的に事業を実施する意向のある法人格を持つ民間事業者（NPO 法人その他の団体を含む。）又はそのグループとします。業種・業態は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加対象者として認めないこととします。

また、個人での参加もできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 海老名市競争入札参加資格者参加資格停止要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

オ 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号から第5号のいずれにも該当しないこと。

(2) サウンディング調査の方法

期日までに下記申込先へ「調査票」を電子メールにて提出してください。なお、件名を「調査票（事業者名）」としてください。

ア 提出期限

令和7年 4月24日（木）午後 5 時

イ 様式

調査票

ウ 提出先

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課 スポーツ振興係

E-mail: bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

エ 備考

調査票以外に任意で提出したい資料がある場合は、PDF ファイルにて「調査票」を送付する電子メールに添付して提出してください。

(3) 結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は、希望者のみ公表します。また、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、具体性の高い事項は秘匿扱いとします。

7. 留意事項

(1) 意見・要望等の取り扱い

本調査での意見や提案の内容については、今後、事業の実施に必要な諸条件を検討・整理していく際の参考としますが、必ず反映されるものではありません。

また、調査票以外に提出いただいた資料の著作権は、提出した事業者に帰属しますが、提出書類の返却は行いません。

(2) 事業者募集時の加点について

参加事業者について、今後予定する事業者公募時の審査における加点対象とはしません。

(3) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 追加ヒアリング等への協力

本調査終了後も、必要に応じて個別のヒアリング（文書照会含む。）やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 問合せ先及び各種提出先

事業の内容等に関する内容については、下記の連絡先まで問い合わせください。

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬 175-1

海老名市役所 市民協働部 文化スポーツ課スポーツ振興係

担当：小林、原

電話：046-235-4927

E-mail: bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp